MOROU

子どもたちがすこやかに暮らせる未来のために 市民の自由な言論のために

NO. 1 2 2015. 9.1

放射能を考える佐久地区連絡会ニュー

事務局:小諸市御影新田 1765-4 t/f 0267-27-0884 Email sakuch06@yahoo.co.jp

JURL http://housyanousaku.web.fc2.com/top.htm←広げてください



最新情報■8月6日イーステージ判決も勝利判決! ■10月24日保田弁護士講演会決定!

高裁判決「漏洩の事実を適示している。しかしそれを信じる相当の理由がある。」

8月6日にもう一つの裁判、イーステージ損賠裁判の判決がありました。

判決日が決まっていたのにかかわらず、弁論が再開されたいわくつきの裁判です。

保田弁護士の「判断が変更されるだろう。」の言葉に不安がよぎりましたが、このように変更されました。「ほとんど漏洩確定」の書き込みは、長野地裁上田支部での判断は、「真実(県の検査結果)を前提とする論評であり、違法性は無い。」でしたが、イーステージ側はこの判決を不服として控訴し、「論評でなく、漏えいの事実の適示である。」また「塩化物イオン、臭素比率が漏えいの確証となる知見は存在しない。真実相当性も無く、名誉棄損の免責要件にはあたらない。」と主張していました。

東京高裁の判決は「ほとんど漏洩確定」の書き込みは漏洩の可能性が、きわめて高いと指摘するものであるから、第2処分場内の、保有水が漏えいしている事実を適示している。だが、被控訴人が第2処分場からの、漏洩を信じたことに相当の理由がある。控訴人の名誉を棄損する故意または過失はなかった。不法行為とは言えない。その余の争点を判断するまでも無く(真実性を判断するまでも無く)控訴人の請求は理由が無く、本件控訴を棄却する。

表現は「漏洩の事実を適示している。しかしそれを信じる相当の理由があった。」と判断されました。

イーステージの提訴から2年以上の長きに渡り、連絡会の役員の皆さんはじめ、ほんとに多くの方々に支えられ、両裁判ともに、**市民運動での「言論の自由」が、司法ではしっかり守られている**事、改めて確認できた判決となりました。

まだ最終的には、この裁判は確定してはいませんが、(フジコーポレーションは上告済み、イーステージも 8月20日上告しました。) 大きな山場を超えました。ありがとうございました。長岡直仁

かなえ

「鼎の軽重が問われる勝訴判決」

この度の裁判闘争も、8月6日の高裁の勝訴判決をもって、2年余りに渡る長い闘いのほぼ終結を迎えることができました。

私は、前住居地(鳥取市)から含めて 40 年余り、反原発運動に関わってきました。その中でいくつかの裁判闘争にも関係してきましが、この裁判は、はじめて被告側に立つものでした。

今後、福島原発事故をきっかけに、全国に拡がりをみせる反原発(運動)のうねりに対して、少なからず影響を与える裁判になると考えました。そして、決して負けることが出来ない裁判だと思いました。

長年いくつかの裁判を経験、見聞きする中で「原子力」という国策をテーマとする裁判の難しさ、そして虚しさを人一倍感じてきました。一般的に、裁判は公平・公正なものとして考えられていますが、(いくつかの、先進的一審判決はあるものの) 法律は解釈と運用でどうにでもなるものであり、今、問題になっている「戦争法案」にみられるように、時の権力者が都合良く解釈・運用できることを示しています。そういう現状にあって、この度の勝訴判決は希有な事例として特筆できるものだと思います。

この闘いを振り返ったとき、この裁判を支え、進めてきた態勢の何一つ欠けても、達成し得なかったのでは との思いに至ります。それは、保田弁護士であり、関口鉄夫先生であり、労働組合や民主団体に結集するみな さん、そしてこの裁判に関心を持ち続け、各種動員に参加・支援を続けてきた地域のみなさん、連絡会会員の みなさんの力です。

しかし、この勝訴裁判は振り出しに戻っただけで、決して問題の解決を意味するものではありません。今後、この裁判闘争を通じて拡がった地域住民の関心の定着・継続、さらなる拡大が求められていると思います。そのことが、この裁判闘争への多くの支援に答える方法と考えます。事務局(法廷担当)佐々木 教祐

【はじめに】

8月6日東京高等裁判所は、イーステージ株式会社の連絡会の代表長岡さんに対する損害賠償請求事件について、同社の控訴を棄却する判決を言渡しました。7月15日の株式会社フジコーポレーションの控訴棄却判決と合わせて、上田支部に続く長岡さんの勝利判決です。

放射性廃棄物の埋立の安全性を求めた連絡会の活動に打撃を与えようとした、2社のスラップ訴訟(市民運動を恫喝し、妨害することを目的とする訴訟)は、1・2審とも退けられました。

この勝利は、長岡さんの頑張りは勿論ですが、連絡会の皆さんが活動の正当性に確信を持ち、2社の 攻撃をはねつけるために、毎回の裁判傍聴など、断固として長岡さんを支援して下さった結果だと思い ます。

【今回の「スラップ訴訟」とは何か】

福島第一原発事故で汚染された、焼却灰等の処理が困難になり、国が安易に管理型処理場への埋設を認めたことから、各地で紛争になりました。小諸市御影区の農村地帯にあるフジコーポの処分場もいち早く受け入れを表明し、地域住民に不安を与えました。フジコーポの処分場は畑に隣接し、近くに住宅もあり、当然の反応です。連絡会が結成され、県、市への要望等の活動を進める中で、以前フジコーポの代表者が設置、経営に関与していた、同じ御影区にあるイーステージの処分場の安全性が問題になったのです。擁壁の壁がひび割れ、赤茶けた水が染み出している状況は、フジコーポの処分場の将来を暗示するものでした。放射能物質(セシウム137)の半減期は30年で、100年経っても消滅しません。不安は当然のことです。また、県のイーステージの処分場の検査結果は、有害物質等の井戸水への漏洩を強く疑わせるものだったのです。

【名誉棄損を口実に提訴】

2013年にイーステージとフジコーポは、連絡会のイーステージの処分場からの「ほぼ漏洩確定」のツイッターの記載と、フジコーポの処分場で「舞い上がり」が観られるとのブログの記載を名誉棄損だとして、長岡さんに対してそれぞれ1100万円の損害賠償を求める訴訟を提起してきたのです。一市民とすれば、提訴されること自体大変なことですが、2社合計2200万円の莫大な賠償請求を受けたのです。2社の狙いが、長岡さん、連絡会つぶしにあることは明らかでした。

【連絡会の反撃】

訴訟は佐久支部から上田支部(合議体)に移り、毎回の多数の傍聴、集団現地調査等、2社の狙いとは逆にイーステージの処分場の酷い実態を公にし、フジコーポの処分場に対する不安が現実のものであることを示して反撃しました。

そして、1審、2審とも名誉棄損に当たらないとして一切の請求を棄却したのです。住民運動の正当性を認めた判決といえるでしょう。名誉棄損を口実とした、住民運動つぶしは粉砕されたのです。

【今後のこと】

フジコーポの処分場は畑と接し、住宅も近くにあります。地上数メートルの構造物で、他と比べても極めて異様です。今後も、連絡会の皆さんが勝利判決に力を得て、住民の安全を守るためにこのような処分場を放置している県などへの活動を強化させることを期待します。 以上

編集後記 保田弁護士の総括はいかがでしたか?なお、10月24日には、直接講演をしていただくことになりましたので是非ご参集ください。佐々木氏が書かれた通り、これで振り出しです。これからは、保田弁護士の言われたように、私たちの不安を管理責任者である県と継続的に話し合い、共に地域の安全をめざしていこうではありませんか。今までこのニュースを読んでいただいたすべての方に感謝致します。F, Y